

平成 29 年度第 2 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会 会議概要

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 19 日(月) 午後 2 時から 3 時 50 分まで
- 2 場 所 三条市役所 3 階 第一会議室
- 3 出席委員
坂西会長、佐藤洋一副会長、木宮委員、岩佐委員、栗山委員、岩淵委員、牧委員
(代理出席：(株)第四銀行三条支店三条東支店上席 石山副支店長)、佐藤道春委員、井原委員(代理出席：三条警察署生活安全課 新井田生活安全係長) ※欠席：西潟委員、殖栗委員
- 4 市側出席者
渡辺市民部長、小林環境課長、五十嵐環境課長補佐、長田生活安全・交通係長、山田主事
石田主事(市民窓口課)、渡辺主査(高齢介護課地域包括ケア推進室)※途中出席、鈴木主任(建設課)、倉茂主任(子育て支援課青少年育成センター)、田村指導主事(小中一貫教育推進課)
- 5 報道機関
なし
- 6 傍聴者
なし
- 7 会議内容
 - (1) 開 会
 - (2) 議事概要
 - ・三条市安全・安心なまちづくり推進計画の進捗状況等について
 - 事務局より「資料No.1 三条市安全・安心なまちづくり推進計画実施状況等調査票」に基づき説明
 - (質疑)
 - 佐藤副会長： 今年度、栄地区では通学路への防犯カメラ設置に向けて準備を進めているが、今月 23 日に防犯カメラ設置事業に参加する集落数が決定する。設置場所はあくまでも通学路であるので、防犯カメラは各集落に 1 台あれば間に合う予定である。市の街灯が設置されている電柱に防犯カメラを設置したいと考えているため、東北電力(株)に相談しているが、自治会が電柱に防犯カメラを設置した例はない

とのこと。現在は、市(栄 SC)が東北電力(株)へ設置申請のための書類を作成している。防犯カメラを地域で運用するための規約作成等の準備は進んでいるものの、設置の段階で高い壁にぶつかっている。

子どもたちを守るための地域の取組であることから、行政から協力いただきたい。

坂西会長： 今の意見を踏まえ、資料 No. 2-2 における防犯カメラ設置に関する回答について、より踏み込んだ回答をいただきたい。また、東北電力(株)へ確認したのはどこの部署か。

事務局： 東北電力(株)へは環境課と栄 SC 職員の 2 名で伺った。電柱への設置許可については、設置機械の種類や運営面及び安全面の管理体制等を具体的に審査した上で、最終的に設置可否を判断するのは仙台市の本社になるとの話であった。

このことから、防犯カメラというだけで一概に設置可否の判断はできないとの話であった。

佐藤副会長： 管理運営体制や映像閲覧の条件等は規約で決めている。

今後、他の地域も防犯カメラの設置について取り組むことがあれば栄地区と同じ壁にぶつかることとなるので、他地域が取り組みやすくなるためにも協力いただきたい。

環境課長： 防犯カメラを市が積極的に設置することは、プライバシー保護の面からも問題が多い。地域が電柱に防犯カメラを設置することは前例がないことから、許可が下りるまで乗り越える壁が多いことは理解している。もし東北電力(株)から栄地区の申請について問合せがあれば、本事業は公益性が高い事業であり、学童たちを守るための取組であることを具申させていただくことで支援したい。

坂西会長： 栄地区の申請が通った際には、他地域へ情報提供が必要であると考えますが、手立てはあるか。

環境課長： 例えば、毎年開催されている三条市防犯協会の総会には市内各地域の代表が広く参加されていることから、栄地区の防犯カメラの設置状況等について報告することができる。

市としても、来年度に防犯カメラ設置補助事業に対して少しばかり予算要求させていただいており、本事業が広まっていくことを期待している。

坂西会長： 資料 No. 2-2 において、青少年指導委員のパトロールコースに夜の繁華街を見回るコースを加えてはどうかとの栗山委員の意見について回答がされているが、警察の意見はどうか。

新井田係長： 繁華街の見回りについては、酔っ払い同士の喧嘩等、トラブルに巻き込まれる可能性があり、警察が見回る方が適切であると考え

- 坂西会長： 繁華街における高校生の徘徊という危険な行為に対し、警察としては何か対策を講じているのか。
- 新井田係長： 一般的な話をすると、高校生等を深夜徘徊として補導できるのは午後 11 時以降である。それより早い時間では、外に高校生等がいるというだけでは補導できない。警察も、繁華街に限らず様々な場所をパトロールしているが、通報があればそちらを優先的に回る。
- 栗山委員： 警察が普段繁華街をパトロールしているのは見かけるが、どちらかという補導より飲酒運転や駐車違反の取締り等を目的としているように感じられる。これから暖かい時期になると子どもはにぎやかなところに出かけたくなると思うので、警察に子どもたちの安全確保のためのパトロールを強化してもらえると心強い。
- 新井田係長： 夏休みは子どもを守るための強化月間を設定しているので、繁華街のパトロールを強化したい。
- 坂西会長： 今ほどの警察からの回答を踏まえ、PTA 等の一般市民である青少年指導委員が繁華街をパトロールする際は、子どもが集まっても車から降りて声を掛けることはせず、警察へ連絡を入れて優先的に見回ってもらう形としてはどうか。
- 子育て支援課： 自動車でパトロールを行っているが、お酒を飲んでいる人が多く出歩く繁華街の狭い道を見回ること自体が危険であると考えている。繁華街の中心まで行かずに周辺を見回することを考えたが、それであれば現在のコースでカバーできている。
- 坂西会長： 警察が見回るような遅い時間でなければ、お酒を飲んだ方が多く出歩いていることもないのではないか。
- 栗山委員： 繁華街に出てきている子どもたちは大きな通り沿いに集まっていることが多い。
- 環境課長： 今ほど議論いただいている資料 No. 2-2 の回答については、具体的な対応しか書いておらず、防犯という本質から離れた回答になってしまっていた。もう一度持ち帰り、今ほど議論いただいた内容を踏まえて関係機関と連携し、整理した上で良い答えを出すよう努めたい。
- 坂西会長： 資料 No. 1 の P. 27 「地域見守りサービス事業(「元気らかね」声かけ活動)の拡大」の平成 30 年度の取組方針の中で、平成 29 年度で補助金を廃止するとあるが、この補助金は何の団体に対しての補助金か。補助金の廃止によりどのような影響があるのか。
- 環境課長： 担当課である高齢介護課が本日欠席しているが、今確認してくるため少しお待ちいただきたい。
- 木宮委員： 興野自治会では老人会があり、老人会も会員が減少しているため、高齢者への声かけ運動と併せて老人会の勧誘を行っている。民生委員等が個人的に行うのではなく、顔見知りである隣近所の方々

を同行して勧誘したところ、加入者を数名得られたことから、有効な手段だと考えている。

こうした活動は個人に負担がかかりすぎると限界があることから、各地域の方々が協力する形が望ましい。

市民部長： 詳しいことは現在担当課へ確認中だが、地域の高齢者の活躍の場として有償ボランティア制度を立ち上げている。本制度では、高齢者の方で地域の力になりたいという人からセカンドライフ応援ステーションに登録してもらっており、その方々に地域の見守り活動という形で尽力いただくというマッチングをする体制が完成してきた。補助金が廃止される平成30年度からは、地域の方々の自主的な意思を尊重し、元気な高齢者の方々が地域で活躍する場の充実という方向にシフトしていく。

このことから、補助金が廃止されても、今ほど木宮委員がお話しされたような互いに助け合う形が全市的に広がっていくのではないかと考える。

坂西会長： 新しい制度が始まるということか。

市民部長： 今までも高齢の方々の社会参画については取り組んできているが、セカンドライフ応援ステーションに登録する高齢者が増え、その方々の活動機会も増えた。今後は、地域の高齢者の活躍の場として地域の見守り活動が認知され、活動者が増えてうまく回っていくよう注力していきたいと考えている。

(高齢介護課が途中参加)

高齢介護課： 補助金は社会福祉協議会に交付しており、活動に係る実績の取りまとめや研修会費用等を補助している。今後は社会福祉協議会、セカンドライフ応援ステーション、市の三者が一体となって見守り体制を作っていこうとしており、補助金が廃止されることで本事業が停滞することはない。

さらに、別の形で、高齢者のボランティア活動の場の一つとして地域の見守り活動を設けている。

以上のことから、事業拡大のための仕組みが整ったものと考えている。

岩佐委員： 市が老人会へ交付する補助金について、ハードルを下げることはできないか。

高齢介護課： 老人会への補助金についても見直しを行ったが、現状のハードルがあるからこそ活動を維持できるとの話もあり、そうした意見も踏まえて見直しは見合わせとなった。

老人会については新規加入が少ないという課題があることを聞いているが、地域の現状を把握した中で様々な団体を作り、団体同士をつなげていくことが重要ではないかと考えており、関係機関と

連携しているところである。

坂西会長： 下田地区は人口が減りつつあり、都市部に人口が集中する傾向があることから、全地区統一されたハードルではなく、人口比を考えて特例を作ることも検討してほしい。

岩渕委員： 各事業の取組評価を昨年度と比較すると、C評価の事業は6つから4つへ減少している。しかし、C評価の4つの事業のうち3つが昨年と同じ事業である。なぜ2年連続C評価となったのか。

坂西会長： 優先的に、「元気らかね」見守り活動と市職員による青色回転灯パトロールについて回答いただきたい。

事務局： 市職員による青色回転灯パトロールについては、警察署職員を講師に講習会を開催し、青色回転灯パトロールを実施できる職員を増やす取組を行っていたが、事務の引継ぎ等により実施方法が整理されていないところがあったものと考えられるので、来年度については整理した上で実施できるよう努めていきたい。

高齢介護課： 「元気らかね」見守り活動については、事業周知等の啓発活動は行ってきたものの、見守り活動の地域の拡大につながらなかったことからC評価としたものである。来年度以降は関係機関と地域に入り込んで、活動地域の拡大に向けて取り組んでいきたい。

岩渕委員： 反省を踏まえ、実態に基づいた取組を次年度に行うことが大切であることから、そうした見直しをしてほしい。

佐藤(道)委員： 子どもたちの夜の徘徊について議論があったが、最近の子どもたちは塾通い等で夜中に自転車で移動している。こうしたことから、繁華街ばかりでなく、塾が終わった後の遅い時間に外をうろついてしまう実態があるようだ。夜中に子どもが行きそうな場所として、塾やコンビニ、夜遅くまでやっているスーパー等も視野に入れてほしい。

環境課長： 青少年育成センターや学校の青少年関係の部署と検討し、次回はなんらかの形で報告したい。

石山副支店長： 安全・安心の面で金融機関が関わるとすれば、特殊詐欺被害防止であるが、警察と連携し、高齢者が高額を下ろそうとする際は様々なことを確認している。最初はお叱りをいただくことが多かったが、最近は浸透してきたのか、高額を下ろす際の確認に戸惑うお客様も少ない。様々な広報活動をする中で、金融機関でお金を下ろす際は色々なことを確認されるということが広く浸透すれば、お客様も警戒なく対応してくれる。

先般、三条警察署から依頼があり、特殊詐欺被害防止訓練を市内金融機関合同で行った。市と連携することで効果が上がることがあればぜひやりたいと思うし、警察と市と三者で協力できればと考えている。

・三条市安全・安心なまちづくり推進計画(第2次計画案)について

事務局より「資料No.2-1 三条市安全・安心なまちづくり推進計画(第2次計画案)」及び「資料No. 2-2 三条市安全・安心なまちづくり推進計画(第2次計画)の見直し等について」に基づき説明

(質疑)

岩 淵 委 員 : 来年度から義務教育学校ができるので、「小学校、中学校及び高等学校」といった文言を適当な形に修正してほしい。

また、2019年に元号が変わる予定であるので、「平成」表記は表現を考慮するとよい。

栗 山 委 員 : 今冬の大雪を踏まえ、資料No. 2-1のP. 34環境づくりで「防犯灯、街灯の整備」事業があるが、道路状況の維持も環境づくりの安全確保の一つではないか。また、P. 35に「空家の適正管理」があるが、大雪で崩れた空家があるとの話を聞いたので、徹底管理が必要ではないか。

市 民 部 長 : 予想以上の降雪の場合の市の対応については、様々な意見を頂戴しており、どういう形で対応するのが適切かということ、現在、全庁的に拾い出しを行っている。

今冬は、様々な条件が重なって市民の方々に御不便をおかけした。これについては、防犯とは別の形で市民の方々の冬期間の安全・安心マニュアルを作成し、また、空家については対策計画を今年度中に策定する予定でいるので、これらの計画とも連携するような形で取り組んでいきたい。

木 宮 委 員 : 人口が減少し高齢化が進むと、地域の担い手がいなくなる。学校関連で言えばスクールガードもかなり高齢化している。一人の人間が様々な役割を担う体制になっているが、例えば子どもの見守りについては、まずは子どもの父兄が役割分担して行うなど、お互いに分担しないと活動が持続しない。

また、要援護者等の確認事項について、民生委員と自治会長とでそれぞれ区別されているが、その区別により誰も気付かない落とし穴が発生しないか心配である。

環 境 課 長 : スクールガードの問題や民生委員・自治会の区別についての問題は、ここで明確な方向性を出すことはできないが、御指摘いただいたことは関係課と情報共有し、検討材料としたい。

(7) 閉 会